

一般社団法人日本核医学会定款（変更前）	一般社団法人日本核医学会定款案（変更後）
<p>第4章 役員、評議員、社員及び職員 （役員） 第15条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 <u>16</u>名以上、<u>20</u>名以内（うち、理事長1名）</p>	<p>第4章 役員、評議員、社員及び職員 （役員） 第15条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 <u>20</u>名以上、<u>25</u>名以内（うち、理事長1名）</p>
<p>（役員を選任） 第18条 理事及び理事長である理事は、別に定めるところにより社員総会において評議員の中から選任する。</p>	<p>（役員を選任） 第18条 理事及び理事長である理事は、別に定めるところにより社員総会において評議員の中から選任する。<u>ただし、別に定める指名理事は評議員でなくてよい。</u></p>

一般社団法人日本核医学会定款細則（変更前）	一般社団法人日本核医学会定款細則（変更後）
<p>第7章 理事の選出（第24条～第26条） 第25条 理事は評議員の中から、選出評議員の6名連記無記名の投票により、社員総会において選任する。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、少なくとも核医学・放射線科を除く内科系より1名、<u>外科系または基礎医学系より1名、薬学系より1名、理工学系より1名、技術系より1名が理事定員に入るものとする。</u></p> <p>（追加）</p> <p>5 得票が同数の場合は会員歴の長い者を優先する。</p>	<p>第8章 理事の選出（第27条～第29条） 第28条 理事は評議員の中から、選出評議員の6名連記無記名の投票により<u>選挙を行い、その結果に従って、</u>社員総会において選任する。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、少なくとも核医学・放射線科を除く内科系より1名、<u>外科系より1名、薬学系より1名、理工学系より1名、技術系より1名が理事定員に入るものとする。</u></p> <p>5 「内科系」「外科系」「薬学系」「理工学系」「技術系」の分類は自己申告による。<u>ただし、疑義ある場合は理事選挙の前に審議を行うことがある。</u></p> <p>6 得票が同数の場合は会員歴の長い者を優先する。</p>

<p>第 8 章 理事長の選出（第 27 条）</p> <p>第 27 条 理事選挙の終了後、次期理事候補者からなる理事候補者会を開催する。理事候補者の単記無記名による互選をし、出席理事候補者の過半数を得たものを理事長として推薦し、社員総会において選任する。</p> <p>4 理事長に事故がある場合は理事会で新たに選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>第 10 章 理事長の選出（第 33 条～第 34 条）</p> <p>第 33 条 理事選挙及び監事選挙の終了後、次期理事候補者及び監事候補者からなる理事候補者会を開催する。理事候補者の単記無記名による互選をし、出席理事候補者の過半数を得たものを理事長として推薦し、この推薦に従って社員総会において選任する。</p> <p>第 34 条 理事長が欠員になる場合は理事会で新たに選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<p>第 9 章 監事の選出（第 28 条～第 30 条）</p> <p>第 29 条 監事は理事の選挙の後、選出された理事を除いた評議員の中から選出評議員の 2 名連記無記名投票により、社員総会において選任する。</p>	<p>第 9 章 監事の選出（第 30 条～第 32 条）</p> <p>第 31 条 監事は理事の選挙の後、選出された理事を除いた評議員の中から選出評議員の 2 名連記無記名投票により選挙を行い、その結果に従って社員総会において選任する。</p>
<p>第 10 章 評議員の選出（第 31 条～第 33 条）</p>	<p>第 7 章 評議員の選出（第 24 条～第 26 条）</p>
<p>（追加）</p>	<p>第 11 章 指名理事の選出</p> <p>第 35 条 第 8 章の規定による理事の他、指名理事 5 名以内を置くことができる。</p> <p>2 前章の規定によって選任された理事長候補者は、理事長候補者として選任された理事候補者会において、理事候補者会の同意を得て核医学関連の分野から指名理事 5 名以内を推薦することができる。</p> <p>3 前項の規定により推薦された指名理事は社員総会において選任される。</p>
<p>（第 11 章第 34 条）</p> <p>附 則 （追加）</p>	<p>（第 12 章第 36 条、以下の各章条送り）</p> <p>附 則</p> <p>6 この定款細則は、平成 24 年 7 月 31 日より施行する。</p>